

公共下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料 浄化槽使用料



公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料が4月の改定により、6月請求分から新料金となります。

公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料は、合併前の旧市町ごとに定められていたため、統一料金になつていませんでした。これを、平成19年度と平成22年度の2段階で統一料金となるよう4月に改定しました。

なお、平成22年度の改定は、石巻地区と雄勝地区を含めた全地区の下水道使用料を統一料金とすることとしています。

それぞれの使用料の内容は、下記のとおりです。

各総合支所下水道担当課

を改定しました

改正後の公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・浄化槽使用料

区分	排除汚水量	河北地区	河南地区	桃生地区	北上地区	牡鹿地区	(参考)石巻地区
基本使用料	10 m ³ まで	1,400円	1,200円	1,300円	1,400円	1,200円	1,300円
従量使用料 (1 m ³ 当たり)	10 m ³ 超～50 m ³ まで	150円	175円	180円	170円	160円	195円
	50 m ³ 超～200 m ³ まで	170円	205円	210円	190円	190円	235円
	200 m ³ 超～500 m ³ まで	200円	230円	230円	210円	220円	265円
	500 m ³ 超～	220円	250円	250円	230円	240円	285円

※河北地区の排除汚水量は、水道使用水量の8割算定が廃止されました。

●公共下水道使用料の改定
石巻地区および雄勝地区を除く5地区(河北地区・河南地区・桃生地区・北上地区・牡鹿地区)が対象となります。

従量使用料の排除汚水量区分を石巻地区に統一し、使用料については石巻地区の料金を基準とし、5地区の現行使用料との差額の2分の1程度となるよう従量使用料の単価を改定しました。

●農業集落排水処理施設使用料(河南地区)の改定
鹿又・本町・和淵・定川・笈入の5地区が対象となります。

一般家庭の世帯員数で定額料金となる「世帯割制」と事業所などの「従量制」の使用料を河南地区の公共下水道使用料と同一料金としました。

●農業集落排水処理施設使用料(河北地区)の設定
中道地区の農業集落排水処理施設が4月から一部供用を開始したので、河北地区の公共下水道使用料と同一料金としました。

●浄化槽使用料(北上地区)の改定
浄化槽使用料を北上地区の公共下水道使用料と同一料金としました。

浄化槽の設置に補助制度があります

河川などの水質汚濁防止を図り、快適で住みよい生活環境をつくるため、「浄化槽」を設置する方に補助金を交付しています。

補助対象 (申請者が使用する住宅に限りです)

一般家庭の「専用住宅」が対象となります。店舗等併設の場合、総床面積の2分の1以上が居住用途であることが条件となります。

ただし、販売・賃貸等営利目的ではありません。

また、下水道法による事業計画の認可を受けた予定処理区域などは対象区域外となりますので、補助対象区域など詳しくはお問い合わせください。

申請手続き
下水道管理課へ申請してください。(各総合支所では受け付けていません)

下水道管理課(内線374・379)

排水設備等工事

指定店が増えました

4月1日付で4社が新たに指定され、236社となりました。

指定店	住所	電話番号
㈱アーズシステム	蛇田字新西境谷地	94-0614
㈲美和工業	松島町	022-354-3149
㈲パルフォーム	仙台市若林区	022-285-7363
阿部商店	沢田字台	97-4501

下水道の受益者負担

(分担)金制度にご理解を!

下水道が整備され、その利益を受ける区域の土地所有者の皆さんが受益者となり、下水道施設の建設費の一部を負担していただく制度です。

下水道が使用できるようになった区域に土地を所有している方に受益者負担(分担)金が賦課されます。住みよい街づくりのためにご理解をお願いします。

下水道管理課(内線373)・各総合支所下水道担当課

下水道管理課(内線379)

精神障害者コミュニティサロンがオープンしました！



精神に障害をお持ちの方が気軽に集え、いろいろな活動を行える場として、コミュニティサロンが4月26日に開所しました。

原則として、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時30分までの時間で、専門スタッフが友達づくりや社会復帰、自立に向けた支援を行っていきます。

興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

☎ コミュニティサロン “KAI” ☎ 23-8583

ご存知ですか？

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方は、所得税・住民税の障害者控除の対象となるほか、さまざまな特例を受けることができます。

特に、障害者控除を受けると、合計所得が125万円以下の場合、住民税が非課税となります。

障害福祉サービスの中には、例えば、在宅障害者等移動支援券交付事業など、非課税が対象要件となる事業もあります。 ☎ 障害福祉課(内線384)



障害福祉についてのさまざまな内容を掲載したガイドブックを作製しました。

障害福祉課および各総合支所保健福祉課の窓口において、希望者に配布しています。

また、ホームページにも掲載しています。

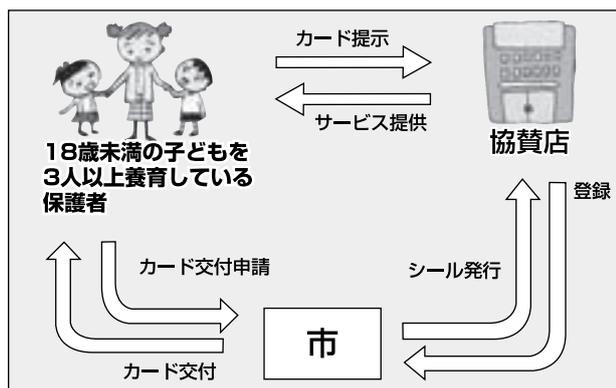
☎ 障害福祉課(内線384)

石巻市子育て応援カード事業 協賛店舗募集!!

市では、平成19年8月からの新規事業として「子育て応援カード事業」を実施します。この事業は、企業の皆さんと市の協働により地域の子育てを支援しようとするもので、企業の皆さんのご協力をいただいで実施する事業です。

●事業の内容

18歳未満の子どもを3人以上養育している保護者に子育て応援カードを発行し、協賛店として登録していただいた商店・飲食店などでカードを提示した方に割引サービスを提供していただく事業です。(子3人を養育している保護者は10%以上、4人は15%以上、5人以上は20%以上をそれぞれ割引。また、割引対象除外品があっても可とします)



●協賛していただける企業を募集します！

〔協賛店の要件〕

市内に事業所がある法人や個人商店などでサービスの提供が可能であれば、協賛店として登録させていただきます。

〔協賛店としてのメリット〕

協賛店として市報や市のホームページなどで周知されますので、子育て支援の協力店としてのPRができます。

〔事業者説明会〕

- 6月11日(月) 河北総合支所10時～ 213会議室
- 雄勝総合支所14時～ 大会議室
- 6月12日(火) 文化センター10時～ 第4研修室
- 河南総合支所14時～ 第3庁舎会議室
- 6月14日(木) 桃生総合支所10時～ 視聴覚室
- 北上総合支所14時～ 第1会議室
- 牡鹿総合支所14時～ 研修室

☎ 子ども家庭課(内線501)・各総合支所保健福祉課